

大規模地震発生時等における帰宅困難者の支援に関する協定

札幌市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、大規模地震等が発生した場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者等の支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に公共交通機関の運行停止等により、帰宅することが困難となった被災者等（以下「帰宅困難者等」という。）に対して、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を帰宅困難者等一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設及び使用範囲）

第2条 本協定の対象施設及び使用範囲は、次のとおりとする。

所在地 札幌市中央区北1条西1丁目
施設名 札幌市民ホール
使用範囲 1階ホワイエ（約 318 m²）
収容人数 192名

（一時滞在施設の開設及び運営）

第3条 乙は、災害時において、「札幌都心地域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、速やかに帰宅困難者等を受け入れることができるよう必要な措置を講じるものとする。

2 一時滞在施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。

（支援の内容）

第4条 乙は、施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として乙の施設の利用が可能な範囲で、次の各号に掲げる事項について帰宅困難者等への支援を行うものとする。但し、乙は施設の安全確認の結果については、重過失があった場合を除き、責任を負わないものとする。

- 一 帰宅困難者等に対し、乙の施設の一部を開放し、一時滞在施設として提供すること。
- 二 帰宅困難者等に対し、乙の施設において、可能な範囲で飲料水、食糧、トイレ、生活用品等必要な物資を提供すること。
- 三 帰宅困難者等に対し、乙が入手した災害に関する情報、公共交通機関の

運行情報及び道路情報等を可能な範囲で提供すること。

- 2 乙は、前項各号に定めのない事項についても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し、可能な限り協力するとともに、甲に対し、必要な協力を求めることができるものとする。
- 3 本協定に基づく支援の期間は、地震発生時刻から72時間以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(協力の要請)

- 第5条 前条に規定する協力の要請は、別紙様式により甲から乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項の目的に達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(帰宅困難者等の受け入れ)

- 第6条 乙は、前条の要請があった場合に、帰宅困難者等の受け入れが可能と判断した時は、要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由がある時は、その旨を甲に連絡するものとする。
 - 3 乙は甲の要請がない場合においても、乙の判断により、第4条第1項各号に掲げる事項の全部または一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡する。

(一時滞在施設の閉鎖)

- 第7条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖することができるものとする。
- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設を設ける必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。
 - 二 乙が一時滞在施設を閉鎖する必要があると判断したとき。
- 2 乙は、一時滞在施設を閉鎖後、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、閉鎖後1週間以内に甲に提出するものとする。
 - 一 一時滞在施設の運営期間
 - 二 一時滞在施設の利用者数
 - 三 一時滞在施設の運営に要した費用と人数
 - 四 一時滞在施設として運営したことによる備品及び消耗品並びに物資の棄損または滅失の状況
 - 五 その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、前項の規定により閉鎖した場合において、滞在する施設滞在者に対して、退去要請を行うものとする。

(平常時からの備え)

- 第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から支援体制及び情報収集体制の整備等に努める。
- 2 乙は、札幌都心地域帰宅困難者対策ガイドラインに従い、平常時から施設の運営マニュアルを整備するよう努める。

(備蓄庫の整備)

- 第9条 乙は、第4条第1項第2号に定める支援に必要な物資等を備蓄するための備蓄庫を整備し、計画的な管理、運用に努める。

(物資)

- 第10条 一時滞在施設としての運営に必要な物資は、予め又は一時滞在施設開設後に乙が調達するものとする。
- 2 甲は、災害時、乙から物資の提供について要請があった場合、可能な限りこれに対応するものとする。

(費用負担)

- 第11条 第4条に基づく帰宅困難者等の支援に要した費用については、乙が一時的に立て替え、その後甲乙協議により甲が補填するものとする。
- 2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく額とする。
 - 3 一時滞在施設を開設した結果、施設、設備及び備品の一部又は全部に損傷や棄損が生じた場合、並びに受け入れた帰宅困難者等に損害が生じた場合は、原則、甲の費用負担によりその損害を賠償するものとする。ただし、乙の故意、または重過失に起因する損害については、この限りではない。

(有効期間)

- 第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

(準備行為)

- 第13条 乙は、一時滞在施設の開設に備え、連絡体制の確立その他必要な準備を

行わなければならない。

- 2 乙は、一時滞在施設としての運営に備えるため必要な場合は、甲に対して必要な協議を申し出ることができる。
- 3 甲は、乙の一時滞在施設としての運営の準備を円滑に行うため、必要な指示、助言及び協力をするものとする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(その他)

第 15 条 大規模な地震以外の災害により、乙の施設を一時滞在施設として運用する場合の取扱いは、本協定に準ずるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
札幌市長 秋元克広

乙

帰宅困難者等の支援に関する協力要請書

施設管理者

様

札幌市長

(札幌市災害対策本部長)

災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定第5条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

受入れ施設	
-------	--

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2. 協力を要請する期間

年 月 日 (時 分)
～ 年 月 日 (時 分)

3. 受入れを要請する人数及び協力内容

(1) 受入れ要請人数 (概数)

(2) 協力要請内容

(3) その他必要な事項

